

業務名称：無償資金協力事業にかかるG／A関連文書及び契約・入札関連文書の校閲／翻訳等における業務委託契約（単価契約）
（公告日/公示日：2026年6月26日 調達管理番号：26a00376）について、入札説明書関する質問・回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 20	V 2. 作業日数（納期）	業務実施体制及び要員配置の検討のため確認させてください。複数の無償資金協力案件に係る業務が同時並行で発注されることを想定しておりますが、繁忙期における同時進行案件数や、受注者に同時対応を想定されている案件数の目安がございましたらご教示ください。あわせて、複数案件が同時期に発注された場合の納期調整について、事前協議の上で個別に調整いただける運用との理解でよろしいでしょうか。	昨年度の「コンサルタント/業者契約書」認証前審査補助業務の実績は業務仕様書にご提示のとおりです。 1年を通じては、1か月に20～40件程度のご依頼となり、2025年度は9月10月が繁忙期で1か月で40件程度のご依頼実績数でした。 英語以外の言語の校閲業務が重なり、要員の調整がつかない場合など状況に応じご相談のうえ納期を調整することも可能です。
2	P. 21	VI 1. （2）業務従事者（校閲業務、認証前審査補助業務、翻訳業務従事者）	業務実施体制の検討のため確認させてください。業務従事者については、各業務に応じて専門性を有する業務従事者が分担して対応する体制でも差し支えないでしょうか。	各業務に応じて専門性を有したご担当者が分担して従事されることで問題ございません。
3	P. 21	VI 1. （2）業務従事者（校閲業務、認証前審査補助業務、翻訳業務従事者）	契約書本文が仏語又は西語の場合には、英語訳及び日本語訳との整合確認を行うこととされていますが、本業務は複数の業務従事者が連携して実施する体制（例：言語ごとの専門担当者による分担）を想定しても差し支えないでしょうか。それとも、一人の業務従事者が一連の確認・修正を実施することを想定されていますでしょうか。	複数の方に業務に従事いただき連携する体制としていただいて問題ありません。（事例：仏語ネイティブのご担当者＋日本語ネイティブのご担当者での連携等）
4	P. 21 P. 31	VI 1. （2）業務従事者（校閲業務、認証前審査補助業務、翻訳業務従事者） 評価表	評価における業務総括者の類似業務経験や、本業務の遂行に必要な知見・経験については、JICA無償資金協力事業での実績に限定されるものではなく、他機関が実施するODA事業や国際契約・調達関連業務の経験についても同等の実績として評価対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	JICA無償資金協力事業に限定されるものではなく類似のご経験の内容についても対象とさせていただきますが、JICA無償資金協力事業独自の制度・文言等を承知しておられることは望ましいものと考えております。
5	P. 5	6. （4）再委託	本業務の業務従事者については、受注者と直接契約関係にある個人事業主・フリーランス等を業務従事者として配置することは可能でしょうか。また、その場合、入札説明書に定める「再委託」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	受注者と直接契約関係にある個人事業主・フリーランス等を業務従事者として配置すること自体は妨げません。ただし、業務の一部を切り出して委ねる場合や、受注者ではなく個人事業主等が実質的に成果物を作成する場合は、契約書第4条の「本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」に該当し再委託となります。
6	P. 20	V 2. 作業日数（納期）	個別案件の発注に当たっては、事前に発注予定や依頼時期の見込みをご連絡いただける運用でしょうか。それとも、案件発生都度、随時ご依頼いただく運用を想定されていますでしょうか。	基本的に案件発生都度、随時ご依頼をする運用となります。
7	P. 15	2. 業務内容	2.業務内容には（1）から（6）まで業務内容が記載されております。それぞれの仕上りサンプルがあれば拝見したいのですが、可能でしょうか（冒頭の1ページなど、一部でも結構です）。修正履歴から作業負荷を確認させていただけると幸いです。	契約書の校閲に際しては、業務仕様書に記載の通り関連書類等との整合性をご確認いただき、ワード等の文章に直接コメントを入れていただいております。ご依頼する業務としてもっとも多い契約書校閲コメントサンプルを添付いたします。
8	P. 15	2. 業務内容	上記にも関連するのですが、校閲業務における訳文は人手翻訳されたものでしょうか。それともAI翻訳されて人手のチェックは入っていないものでしょうか。	校閲対象のドラフトは外部の企業様等が作成されるためどちらによるものか承知はしておりません。 契約書は英語・仏語・西語のひな形があり、HP上も公開しておりますが、可変部分（案件名や金額等案件独自の文言）に必要な文言を記載しドラフト作成するケースが多いのではないかと推察します。
9	P. 20	2. 作業期間（納期）	納期がタイトな印象を受けました。ご発注前には事前予告はありますでしょうか。事前予告をしていただけるのは全体の何%ぐらいでしょうか。（担当者様が複数名様に渡ると思いますので、感覚的なご回答でも結構です）	GAの校閲業務及び契約書の校閲業務に関しては基本的に事前の予告はありません。但し、無償事業関連の資料の翻訳依頼などで翻訳量が多い際などは、予め必要な日数を受託企業様とご相談のうえ進めさせていただきます。
10	P. 6	(2)提出書類 ⑧競争参加者の取締役（監査等委員を含む。）の略歴	1.取締役（監査等委員を含む。）の略歴について、最終学歴からの経歴が必要でしょうか。または取締役就任後の経歴でよいでしょうか。提出が必要な略歴の範囲をご教示ください。 2.貴機構が本案件に関して取締役の略歴を必要とされる背景を、差し支えの無い範囲でご明示いただけますと幸甚です。	1.特に様式や記載範囲は指定しておりませんが、最終学歴以降の経歴を記載いただくことが望ましいと考えております。 2.本件は厳格な情報保全が求められる案件であるため、経営層を含む組織全体の信頼性、情報漏えいリスク、利益相反の有無等を確認し、秘密情報を取り扱う契約相手としての適格性を審査することを目的としております。

質問回答7 サンプル

CONSULTING SERVICE AGREEMENT

[All notes should be deleted in final text. Each name shall be formal and correspond to the Grant Agreement.]

THIS AGREEMENT, made and entered into this [**th] day of [*****], [20**] by and between [name of the executing agency], [formal name of the client's country] (hereinafter referred to as the “Client”) and [name of the consultant], duly organized and existing under the laws of Japan (hereinafter referred to as the “Consultant”) (the Client and the Consultant hereinafter collectively referred to as the “Parties”),

[For Joint Venture 共同企業体 (JV) の場合]

THIS AGREEMENT, made and entered into this [**th] day of [*****], [20**] by and between [name of the executing agency], [name of the client's country] (hereinafter referred to as the “Client”) and [name of the Joint Venture/Consortium] (hereinafter referred to as the “Consultant”) (the Client and the Consultant hereinafter collectively referred to as the “Parties”), consisting of the following entities, namely, [name of Lead Member] (hereinafter referred to as the “Lead Member”) and [name of members], each of which has been duly organized and existing under the laws of Japan,

WITNESSETH:

WHEREAS, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) extends a grant to the Government of [name of the recipient country] on the basis of the Grant Agreement [(hereinafter referred to as the “G/A”)] signed on the [**th] day of [*****], [20**] between the Government of [name of the recipient country] (hereinafter referred to as the “Recipient Country”) and JICA concerning [name of the project on the G/A] (hereinafter referred to as the “Project”);

WHEREAS, the Client, as a competent authority for the Project, is desirous of receiving consulting services of the Consultant for the Project; and

WHEREAS, the Consultant is willing to furnish such services to the Client under the terms and conditions as set forth in this Agreement;

NOW, THEREFORE, in consideration of the mutual covenants hereinafter contained, the

コメントの追加 [千江1]: 実施機関名は GA と一致しています。

コメントの追加 [千江2]: 国名は GA と一致しています。

コメントの追加 [千江3]: コンサルタント名は HP の記載と一致しています。

コメントの追加 [千江4]: 実施機関名は GA と一致しています。

コメントの追加 [千江5]: 国名は GA と一致しています。

コメントの追加 [千江6]: コンサルタント名は Particular Conditions 記載と一致しています。

コメントの追加 [千江7]: コンサルタント名は HP 記載と一致しています。

コメントの追加 [千江8]: コンサルタント名は HP 記載と一致しています。

コメントの追加 [千江9]: 政府名は GA と一致しています。

コメントの追加 [千江10]: GA 署名日 (2026/3/1) が 2025/3/1 となっているようです。ご確認ください。

コメントの追加 [千江11]: 国名は GA と一致しています。

コメントの追加 [千江12]: 案件名は GA と一致しています。